

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月16日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第46号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成11年墨田区規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中「自動車運転Ⅱ、自動車整備又は作業Ⅲ」を「清掃車運転、清掃車整備又は清掃作業」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則は、令和8年4月1日から適用する。